

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

- 業務の特性に応じて法人を3分類(中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人)
- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
 - ・総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
 - ・主務大臣は、指針に基づき、目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施(各府省の独立行政法人評価委員会は平成26年度末をもって廃止)。
 - ・主務大臣は、研究開発に関する審議会において、国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業に関する目標・評価に関して、意見を聴取。
 - ・総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の業績評価結果等を点検。

独立行政法人の評価に関する指針（ポイント）【平成26年9月2日総務大臣決定】

- ・政策に関する責任の一貫性や評価の的確性等を確保するため、法人所管部局が法人の評価を実施。
- ・評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局において評価結果を点検。
- ・評価の実効性を確保するため、必要に応じて外部有識者の知見を活用。

厚生労働省においては、10の中期目標管理法と7つの国立研究開発法人を所管。

〔省内の評価体制〕

評価＝法人所管部局
点検＝政策統括官

〔省内での対応〕

以下の会議をそれぞれ新設・活用。

〔中期目標管理法〕

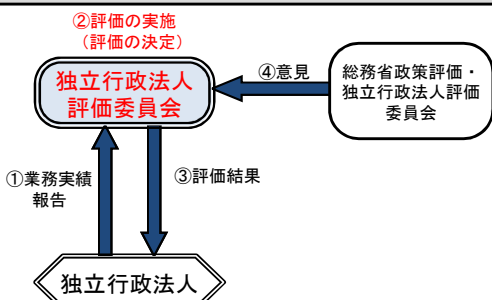
- ・独立行政法人評価に関する有識者会議
- ・社会保障審議会資金運用部会

〔国立研究開発法人〕

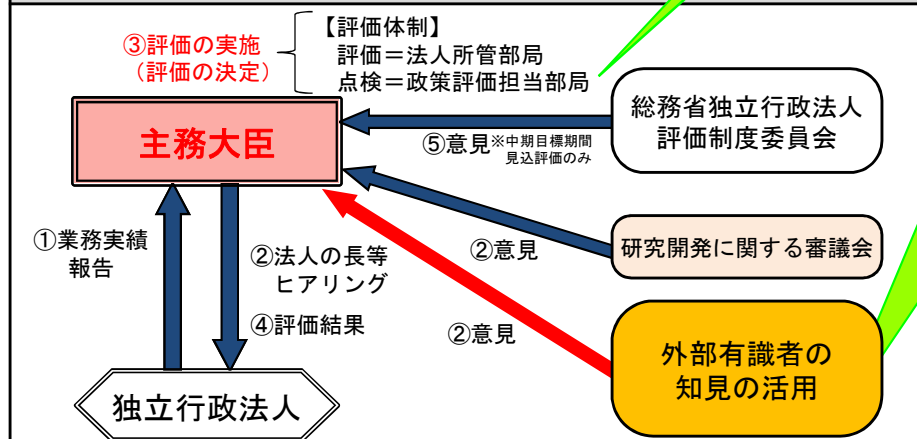
- ・研究開発に関する審議会

< 参考 >

平成26年度までのスキーム

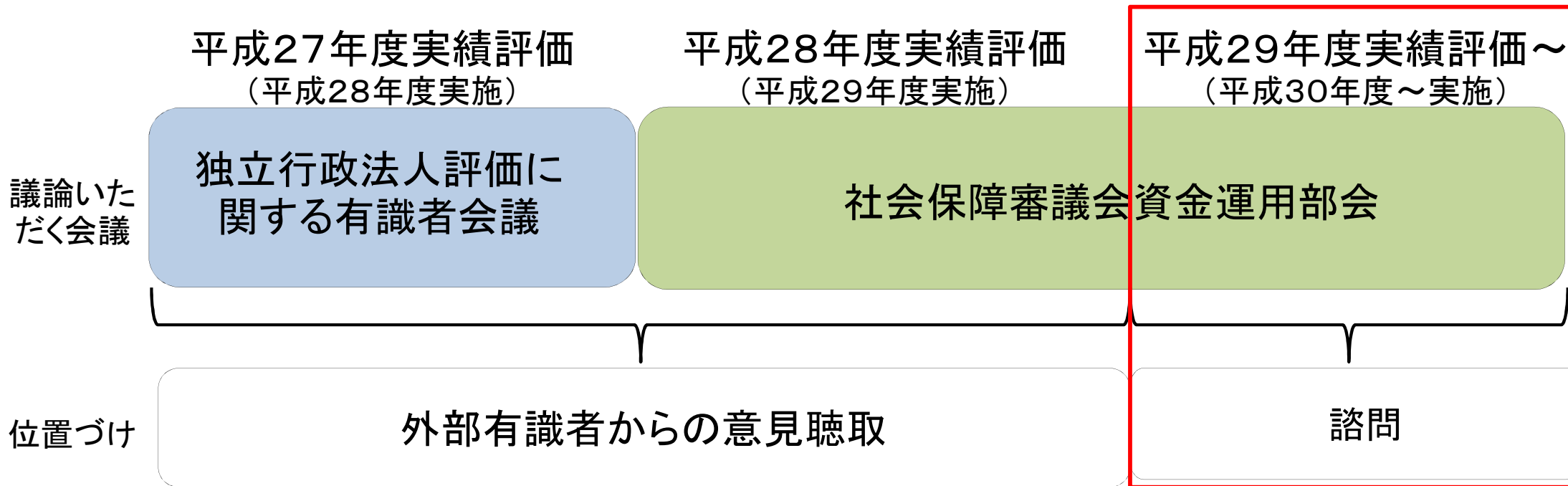


評価のスキーム（平成27年度）



GPIFに関する業務実績評価に関する仕組み

改正法の施行に伴い、GPIFの業務実績評価については、社会保障審議会（資金運用部会）への必要的諮問事項となる。



(参考)年金積立金管理運用独立行政法人法(平成29年10月1日施行)

(社会保障審議会への諮問)

第二十九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 通則法第三十条第一項の認可をしようとするとき。
- 三 通則法第三十二条第一項の評価を行おうとするとき。

独立行政法人の評価について

- 年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間評価(見込・期間実績)も同様の方法により実施。
- 評価に当たっては、法人の長・監事からヒアリングを行い、法人の実情を踏まえた確に実施。

【評価項目】

- 中期目標を定めた項目を単位として評価項目を設定。
- 的確な評価を実施する観点から、評価項目を更に細分化することも可能。

【項目別評定】

- 中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、5段階の評語(S~D)による評定を付す。

〔定量的指標を設定している項目〕

- ・ 定量的・定性的双方の観点から評価を実施し、**Bを標準とし**、S~Dの5段階の評語による評定を付す。
- ・ 定量的指標が目標値の100%以上120%未満の場合にB評定。
S評定・・・120%以上+質的に顕著な成果
A評定・・・120%以上
C評定・・・80%以上100%未満

〔定量的指標の設定が困難な項目〕

- ・ **Bを標準とし**、A~Dの4段階の評語による評定を付す。

※難易度が高いとされた項目は、評定を一段階引き上げることを考慮。

【総合評定】

- 項目別評定を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評定及び5段階の評語(S~D)による評定を付す。
 - ・ 重要度が高いとされた項目は、総合評定において十分に考慮。
 - ・ 法人の信用失墜事象が生じた場合、その程度に応じ、項目別評定を基礎とした評定から引下げ。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合、是正措置が実施されるまでは「A」以上の総合評定は不可。